

令和3年度第1回財政援助団体等監査の結果に関する措置等について

(令和6年11月1日現在)

1 監査の期間 令和3年8月3日から令和3年10月6日まで

2 監査対象年度 原則として令和2年度に執行された事業又は業務

指摘の概要	担当局部課	措置内容	措置分類
<p>【株式会社ニチガスクリエート（公の施設の指定管理者）】</p> <p>市民体育館、吉田文化体育センター、吉田多目的屋内運動場、吉田運動場、桜島総合体育館、桜島溶岩グラウンド、桜島多目的広場、喜入総合体育館、喜入総合運動場、喜入武道館の施設等の一部使用の許可申請については、それぞれの管理規則に定める使用許可申請書を使用しておらず、また、使用許可書を交付していない。</p>	<p>観光交流局 スポーツ課</p>	<p>スポーツ施設の一部使用の許可申請については、各施設の処理の現状及び、実態に合わせ、利用者の利便性等を踏まえ、各施設の管理規則の中で、「別に定める所定の手続及び使用料の納付をもって、使用許可の申請及び使用の許可があったものとみなす」旨の条文を令和6年4月1日付けで一部改正した。 (通知受領日：令和6年10月8日)</p>	<p>措置済</p>